

# 介護予防・日常生活支援総合事業利用の流れ

【65歳以上の人】

相談窓口(高齢者介護支援課・介護保健課・地域包括支援センター)に相談します。

要介護認定を受けます。

介護予防基本チェックリスト  
(25項目の質問に答える)で  
確認します。

要介護1~5の人

要支援1・2の人

非該当(自立)  
の人

生活機能の低下  
がみられた人

自立した生活を  
送れる人

介護保険の介護  
サービスが利用  
できます。

介護保険の介護予防サービスが  
利用できます。  
※介護保険のサービスと介護予  
防・日常生活総合事業の両方を利用  
できますが、内容が重複する  
サービスは利用できません。

★介護予防ケアマネジメント  
地域包括支援センターで、本  
人や家族と話し合い、ケアプラ  
ンを作成します。

要介護認定で要支援1・2の判定を受けた人  
基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人  
「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

65歳以上のすべての人  
「一般介護予防事業」が利用できます。

\* 心身の状況や利用したいサービスによっては、要介護認定(新規・更新)を受けずに、介護予防基本チェックリストの確認のみで、サービスを利用することができるようになります。